

2025年度民法・解答例

1

問(1)

甲は、Aの所有物であるから、甲を拾得したBもBから甲を購入したDも甲について無権利であることが原則である。もっとも、DはBとの売買という「取引行為」によって甲の占有を取得しているから、即時取得（民法（以下、法令名省略）192条）したといえないか。

1 Dは、Bが甲について無権利であることにつき善意であり、特段の不審事由もなかったため無過失である。

では、Dは、BがCに寄託した甲を、指図による引渡しによって取得したことを持って、「占有を始めた」といえるかが問題となる。

真の権利者保護の観点から、「占有を始めた」といえるためには、客観的な占有状態に変更があったといえる必要があると解する。

指図による占有移転では、客観的な占有状態に変更があることから、即時取得を認めて、真の権利者を害する程度は小さい。

よって、指図による占有移転は、「占有を始めた」に該当すると解する。

したがって、Dは、甲の「占有を始めた」といえることから、甲を即時取得している。

●最判昭 57.9.7【商法
百選 97】（解説）

2

2 もっとも、甲の「遺失者」であるAは、遺失の時から2年を経過していないため、「占有者」Dに対して「遺失物」である甲の回復を請求することができる（193条）。

ただし、Dは、「商人」であるBから「善意」で甲を「買い受け」ているから、AがDから甲の引渡しを受ける場合には、AはDに対して、DがBに支払った代価を弁償しなければならない（194条）。すなわち、事実5において、DがAに対してした120万円の請求は、194条に基づく代価弁償請求を根拠とするものであって、同請求は認められる。

3 Aは、Dからの代価弁償請求に対する反論として、Dに対する使用利益相当額の返還請求権を反対債権とする相殺の抗弁（505条1項）を主張しているところ、善意占有者に使用利益相当額支払義務があるかが問題となる。

被害者には、①代価を弁償して盗品を回復するか②盗品の回復を断念するかという選択の余地がある。それゆえ、仮に占有者に使用利益返還義務があるとすると、占有者は、②が選択されれば、占有取得後の使用利益を享受できるのに、①が選択されると、代価弁償以前の使用利益を

●最判平 12.6.27【百
選 165】（解説）

3

も喪失するという不安定な地位に立つ。このような結論は、占有者と被害者の保護の均衡を図った194条の趣旨に反するものである。

また、弁償される「代価」には利息は含まれないと解されている以上、公平の観点からも占有者に使用収益権を認めるべきである。

よって、194条の善意占有者に使用利益相当額支払義務はないと解する。

したがって、Dには、使用利益相当額支払義務はないことから、Aの反論は認められない。

問(2)

1 Fの請求が認められるためには、Fが丙土地の所有権を取得している必要がある。

2 Eは、Aから丙土地の売却につき相談を受けた際に交付を受けた書類等を使用して、売買契約書を偽造のうえ、自らに所有権移転登記を経由し、さらにFに対して、丙土地を売却及び所有権移転登記をするに至っている。

丙土地につきAからEへの所有権移転の合意はされていないため、所有権移転登記は虚偽登記に過ぎず、Aはこの外觀を自ら作出していない

●最判平 15.6.13 (解説)

4

し、事後的に承認もしていない。

3 もっとも、Fは、94条2項の「第三者」に当たり、丙土地の所有権を取得するのではないか。

本件では、A E間で通謀も虚偽表示もないので、94条2項を直接適用することはできない。

しかし、94条2項の趣旨は、虚偽の外觀作出について帰責性のある本人の犠牲において外觀を信じて取引に入った第三者を保護する点にある。

そこで、①不実の登記の存在、②不実の登記に対する意思的承認がある場合と同視し得るほど本人に重い帰責性があること、③第三者の信頼という要件を満たした場合には、94条2項を類推適用できると解する。

もっとも、意思的承認がある場合に比べれば本人の帰責性は小さいことから110条をも類推適用して、③第三者の信頼としては善意無過失が必要であると解する。

丙土地につき、E名義の不実の登記が存在している(①)。Fは、Eに対して、Aが丙土地で電気工事業を営んでいたが、それはどうなった

5 かを質問した上で、Aが電気工事業を廃業することになったことに伴い登記名義を取得したとのEの言葉を信用したことからすれば、Eが丙土地につき無権利者であることにつきFは善意無過失といえる（③）。

しかし、Aは、丙土地の虚偽の権利の帰属を示す外観の作出につき何ら積極的な関与をしておらず、E名義の登記を放置していたとみることもできないことから、Aに不実の登記に対する意思的承認がある場合と同視し得るほどに重い帰責性は認められない（②不充足）。

よって、94条2項の類推適用はできず、Fは丙土地の所有権をすることができない。

4 したがって、Fの請求は認められない。

以上

6